

サポート特約制度対象外の主な事例 DAIKEI GROUP

【車両・動産損害補償対象外事項】

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等々）
- 車両もしくは付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を超えてる等々）
- 不適当な使用、本来の使用目的にそぐわない、用途外使用による全ての損害
- 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害
- 不適切な燃料（不正燃料、粗悪燃料等）を入れて機械が故障した場合の損害
- タイヤ等消耗品、管球、ラブ等、荷台及びあおりの損害
- 紛失及び置き忘れによる全ての損害
- 過積載を原因とする事故による損害
- 部品の部分盗難（タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗まれた等）
- トランスマッision（変速機）単体の損害
- クラッチ板等の磨耗焼付きによる単体の損害
- 故障損害やその他電気的・機械的な損害（お客様の不注意によるエンジン焼付き等）
- 安全装置の解除又は取外しての作業、高さ制限超えの車載や転倒防止装置不設置等により発生した損害
- ナンバープレートの付いていない商品で公道上にて発生した損害
- 駐車時においてサイドブレーキを正確に行わなかった為、車両が動き出した結果生じた全ての損害
- 詐欺・横領等に関連する全ての損害
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用による全ての損害
- 機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方にて生じた全ての損害
- 自然災害（台風、土砂崩れ、洪水、高潮、地震、噴火、津波等）によって生じた損害
- 無免許・無資格・酒気帯び薬物等々正常な運転・操作が出来ない状態で生じた全ての損害

